

政令第四百四十五号

関税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条第一項第十二号の規定に基づき、この政令を制定する。

関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）の一部を次のように改正する。

別表第二中 石 川 小 松 を 石 川 小 松 に 改める。

附 則

この政令は、平成二十一年六月四日から施行する。